



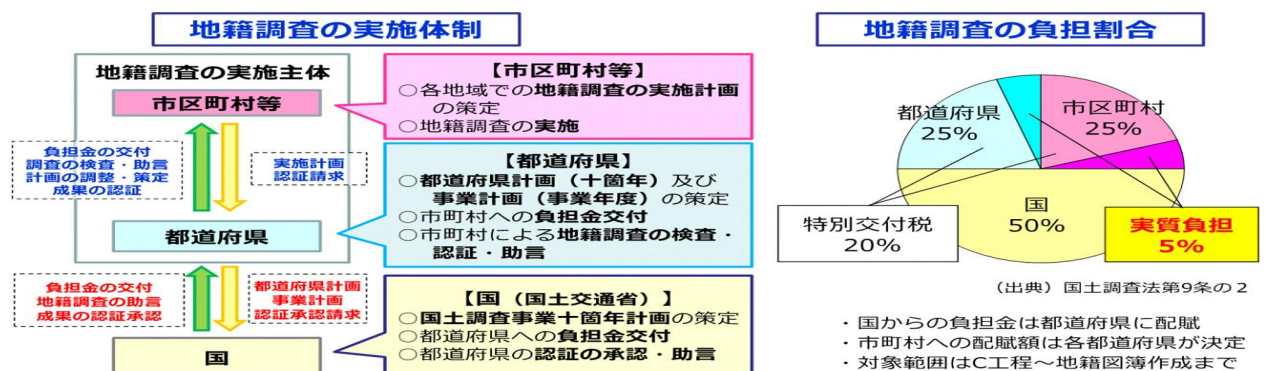
地籍調査推進だより

第10号 令和5年(2023年)9月1日発行
北海道農政部農業経営局農地調整課

地籍調査の実施体制・費用負担について

- 地籍調査は、国土調査法が制定された昭和26年（1951年）（北海道では昭和27年（1952年））から行われています。調査の計画的な実施を促進するために、昭和37年（1962年）に国土調査促進特別措置法が制定され、同法に基づき、昭和38年（1963年）に「国土調査事業十箇年計画」が策定され、長期的な視点で調査が行われるようになりました。
- 令和2年（2020年）に、国は第7次国土調査事業十箇年計画を定め、道では当該計画に基づき、北海道の地籍調査に関する都道府県計画（北海道の十箇年計画）を策定し、地籍調査を促進しています。
- 市町村が実施する地籍調査事業の経費負担割合は25%（国土調査法第9条の2）ですが、負担額の80%が財政需要額に算入されて特別交付税として交付されるため、実質的な経費負担割合は5%となります。

図1 地籍調査の実施体制・費用負担（国土交通省資料）



国土調査事業の実施状況について

- 道内市町村の96%にあたる171市町村が地籍調査に着手しており、そのうちの70%にあたる125市町村が完了しています（表1）。
- 地帯別では、農用地が80%を超える進捗となっている一方、DID（人口集中地区）及び林地での実施が、全国と同様に遅れています（表2）。

表1 道内市町村の実施状況(R5年(2023年)4月、全国：R4年度(2022年度)末)

区分	市町村数	構成比 (%)	全国
着手市町村	171	96	93
完了	125	70	34
実施中	22	12	46
休止	24	13	13
未着手市町村	8	4	7
合計	179	100	100

表2 道内地域別の実績面積(R4年度(2022年度)末)

区分	調査対象面積 (km ²)	実績面積 (km ²)	進捗率 (%)	全国
DID	788	210	27	27
宅地	1,599	940	59	52
農用地	18,233	15,125	83	71
林地	25,395	12,242	48	46
合計	46,016	28,517	62	52

地籍調査関係予算

- 地籍調査関係の国費予算は、公共予算の「社会資本整備円滑化地籍整備事業（防災・安全交付金）」及び「社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助（円滑化補助）」、非公共予算の「地籍調査費負担金」の3区分で構成されています。
- 地籍調査の実施に当たっては、公共予算の活用が優先されており、公共予算の交付対象外となるものが、非公共予算である地籍調査費負担金の対象となります。
- 地籍調査費負担金は、特別な事情がない限り、重点対象の5分野（社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策）の事業予定区域や計画区域に該当する場合に

ついて、予算が配分されています。

表3 地籍調査関係予算（国土交通省資料）

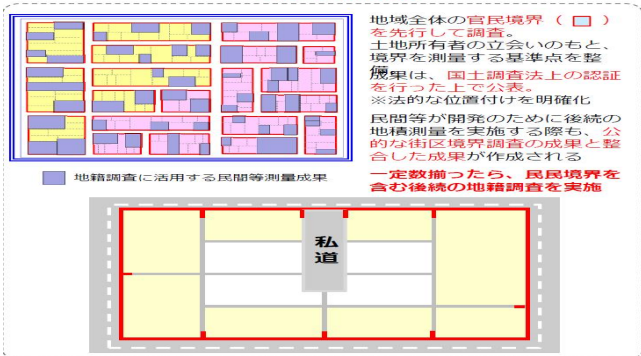
	予算額	予算区分	適用	交付要綱
R 4 年度 補正	37億円	25億円	【非公共】 地籍調査費負担金（負担金）	災害等が発生する可能性が高いエリア（災害レッドゾーン等）のうち、特に緊急性が高い地域（防災・減災、国土強靱化5箇年加速化対策）
		10億円	【公共】 社会資本整備円滑化地籍整備事業（交付金）	災害等が発生する可能性が高いエリア（災害レッドゾーン等）のうち、特に緊急性が高い地域（防災・減災、国土強靱化5箇年加速化対策）
		2億円	【公共】 社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助（円滑化補助）	地域活性化の効果発現が強く期待できる「都市機能誘導地域」及び「居住誘導区域」等における公共事業の実施が見込まれる地区
R 5 年度 当初	105億円	40.6億円	【非公共】 地籍調査費負担金（負担金）	第7次国土調査事業十箇年計画における重点5分野（社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施策・保全、所有者不明土地対策）の施策と連携した調査を実施（公共予算の対象以外のもの）
		54.4億円	【公共】 社会資本整備円滑化地籍整備事業（交付金）	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）における基幹事業の「関連事業」として調査を実施
		10.0億円	【公共】 社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助（円滑化補助）	事業実施の見通しがある公共事業（国直轄事業、地方単独事業等）と連携した調査を実施

- ◎ 国費補助による地籍調査を行うためには、道の十箇年計画に市町村の事業計画が記載されていることが必要となります。
- 地籍調査の着手・再開をご検討の市町村におかれましては、ご注意下さい。
- 詳しくは、農地調整課地籍調査係までお尋ね下さい。

街区境界調査（都市部の地籍調査の迅速化）

- 都市部の地籍調査では、地価の高さ、土地所有者等の権利意識の強さ、権利関係の複雑さといった要因から、土地権利者等による境界確認の困難さが課題になっています。
- しかし、万一の災害時の迅速な復旧の必要性などから、道路等と民地境界だけでも先に調査しておきたい場合、街区を形成する道路と民地との境界（官民境界）を先行的に調査し、国土調査法上の認証を行った上で公表する「街区境界調査」という調査方法があります。

図2 街区境界調査（国土交通省資料）
（改正後）官民境界を先行的に調査・測量（街区境界調査）



航測法を用いた地籍調査（山村部の地籍調査の迅速化）

- 山村部における地籍調査が、土地所有者等の高齢化や不在村化の進展等により、従来の現地調査による方法が困難となってきた状況の中で、山村部の地籍調査の効率的な調査を目的として、令和2年度より、リモートセンシングデータを活用した地籍測量手法（航測法）が位置付けられました。
- 航測法による地籍調査は、土地所有者等による土地境界確認を図面や写真等を用いて現地以外の集会所等で行う図面等調査や、筆界点の測量を航空レーザー計測データ等の解析により実施するので、多大な労力をかけて実施している現地立会の負担軽減や測量作業の効率化を図ることが可能になります。

図3 山村部における航測法の導入（国土交通省資料）

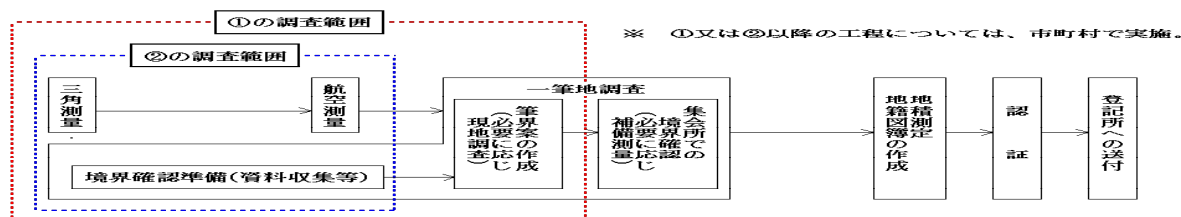


山村部における地籍調査の円滑化・迅速化を推進！

【効率的な手法導入推進基本調査（リモートセンシングデータ活用型）】

- 国では、山村部における効率的な手法の導入による地籍調査を促進するため、国がリモートセンシングデータを活用した調査を実践し、得られた結果を基礎情報として市町村へ提供する「効率的な手法導入推進基本調査（リモートセンシングデータ活用型）」を実施しています。
- 調査地区は、次のとおりとなります。
 - ① 市町村の速やかな後続の地籍調査実施につなげていくため、「航空測量」＋「筆界案の作成」までを行う範囲（1～2km²程度、100筆程度まで）
 - ② 三角測量＋航空測量を実施し、市町村へのデータ提供を行う範囲（10km²程度）

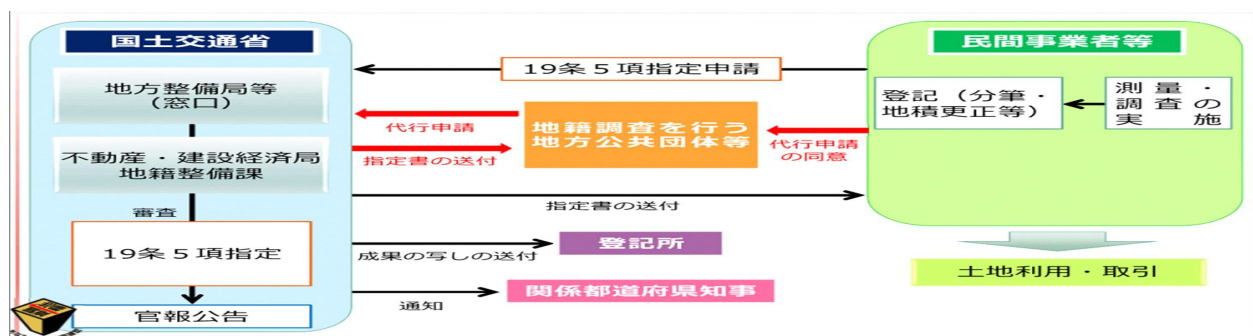
図4 効率的な手法導入推進基本調査（リモートセンシングデータ活用型）の調査範囲



国土調査法第19条第5項指定制度について

- 地方公共団体が実施する用地測量や民間事業者等が実施する測量など、地籍調査以外の測量・調査の成果が、地籍調査と同等程度の精度を有する場合に、地籍調査の成果と同様に扱う「19条5項指定」と呼ばれる制度があります。
- この指定を受けた図面は登記所備付地図となり、指定を受けることで、改めて地籍調査を実施する必要がなくなります。
- 令和2年の国土調査法の改正により、市町村は、測量及び調査を行った民間事業者等の同意のもと、19条5項指定の代行申請を行うこともできます。

図5 国土調査法第19条第5項指定制度（国土交通省資料）



国土調査法第10条第2項に基づく地籍調査の委託について

- 地籍調査を行う職員の確保が課題となっている市町村等の負担軽減を目的として、国土調査法第10条第2項に基づき、民間事業者等へ地籍調査の包括的な委託を可能とする「2項委託」と呼ばれる制度があります。
- 2項委託では、市町村等職員が行ってきた工程管理や検査（監督と最終検査は市町村等が実施します）も含め、地籍調査の作業を一括して民間事業者等に委託することが可能です。
- 委託は、事業計画（A工程）から地籍図及び地籍簿の作成（H工程）まで可能ですが、「委託者検査」及び「認証者検査」の工程は委託ができません。また、A、B及びH工程においては、委託者の作業補助に限った委託が可能です。

図6 国土調査法第10条第2項制度（国土交通省資料）

【2項委託】測量工程及び一筆地調査に加え、工程管理及び検査を民間事業者へ委託して実施

2項委託	計画準備 (A・B)	測 量 (C・D・F・G)	一筆地調査 (E)	閲覧・修正 (H)
作 業	実 施 者 受託法人 補助作業のみ	受託法人		委 託 者 受託法人 一部の作業のみ
工程管理	委 託 者	受託法人の監督 (進捗管理等)	委 託 者	
検 査		工 程 管 理 ▶ 受託法人 (受託監督者) ※作業員以外	委 託 者	
		委 託 者 検 査 ▶ 委 託 者		
		受託法人検査 ▶ 受託法人 (受託監督者) ※作業員・工程管理者以外		

※詳細は「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則」を参照

実 施 者：地籍調査を実施する者（市区町村等）

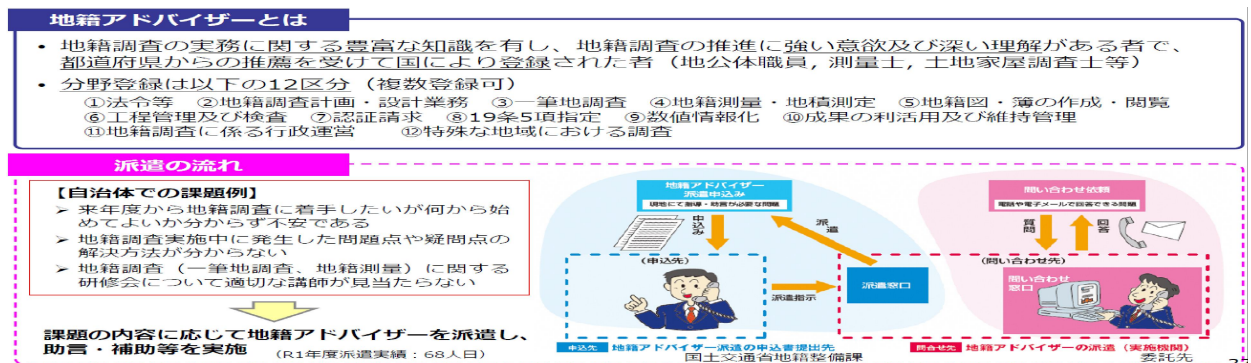
委 託 者：2項委託において、地籍調査の実施を委託する者（市区町村等）

受 託 法 人：2項委託において、地籍調査の実施を受託した法人（民間事業者等）

地籍アドバイザーの派遣について

- 国では、地籍調査に関して市町村等が抱える課題の解決を促し、円滑化及び迅速化することを目的として、地籍調査に関する豊富な知識及び経験を有する「地籍アドバイザー」を派遣する制度を設けています。
- 地籍アドバイザーは、地方公共団体職員、測量士、土地家屋調査士などから都道府県の推薦を受けて国が登録するもので、市町村等からの依頼に応じて、国が予算の範囲内で派遣して助言などの支援を実施します。

図7 地籍アドバイザー派遣制度（国土交通省資料）



令和5年度（2023年度）地籍調査事業説明会の開催について

道では、全市町村を対象として、地籍調査事業担当者の資質向上を図ることを目的に、「地籍調査事業説明会」を毎年度、札幌市で開催しています。

令和5年度（2023年度）は8月22日～24日に開催し、国、道から地籍調査事業の制度概要、予算、実務上の基本や留意点などの説明を行ったほか、全国国土調査協会から航測法を用いた地籍調査の説明、日本国土調査測量協会による測量の基礎や制限値の計算方法の説明及び測量機器を使用した実習を実施しました。

編集・発行：北海道農政部農業経営局農地調整課地籍調査係

TEL 011-231-4111（内線27-224・225）又は 011-204-5394（直通）